

後期高齢者医療保険

問合せ 国保ねんきん課 後期高齢者医療係 ☎33-4490

新しい保険証と認定証を送付します

8月に保険証が変わります (橙色↓青色)

現在使用している保険証(橙色)の有効期限は、7月31日(金)です。

新しい保険証(青色)は7月中旬に簡易書留で郵送しますので、8月1日(土)からは新しい保険証(青色)を使用ください。

※新しい保険証(青色)に記載してある一部負担金の割合は、令和2年度の住民税の課税所得をもとに判定しています。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」も更新時期です

現在使用している「限度額適用・標準負担額減額認定証」(橙色)と「限度額適用認定証」(桃色)は、7月31日(金)で有効期限が切れます。

8月1日(土)以降も対象となる人で橙色の認定証を持っている人には新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(青色)、桃色の認定証を持っている人には新しい「限度額適用認定証」(桃色)をそれぞれ7月中旬に保険証と一緒に簡易書留で郵送します。8月1日(土)からは、この認定証を使用ください。

新規申請について

1割負担で住民税非課税世帯の人、または、3割負担で世帯内の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の人のうち、入院などで医療機関での支払いが高額になる可能性がある人は、国保ねんきん課後期高齢者医療係または各支所健康福祉地域事務所に申請ください。

申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証・印鑑・マイナンバーが分かるもの

一定の障がいがある人は65歳から加入できます

一定の障害がある65歳から74歳までの人は、「障害認定」の申請をすると現在加入している医療保険を脱退し、後期高齢者医療保険に加入することができます。

申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書(障害年金のもの)のいずれか
- ・現在使用している保険証、印鑑、預金通帳、マイナンバーが分かるもの

医療機関などで支払う一部負担金の割合

| | | |
|--|-------|----|
| 同一世帯の後期高齢者医療被保険者の中で、住民税の課税所得が145万円以上ある人が | いる世帯 | 3割 |
| | いない世帯 | 1割 |

令和2年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

令和2年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に保険料額決定通知書を郵送します。

新規に後期高齢者医療保険に加入した人は、これまで加入していた保険の種類や加入時期で納付方法・時期が変わります。

納付方法

- ・受給する年金額や保険料によって決定します。
- ・特別徴収(年金からの差引)と普通徴収(口座振替または納付書による納付)があります。
- ・納付書はコンビニでも使用できます。※使用期限に注意してください。
- ・申し出によって特別徴収(年金からの差引)を口座振替へ変更できます。

保険料額の計算方法

均等割額【50,600円】+ 所得割額【(総所得金額等ー33万円)×9.95%】

※均等割額は、全ての被保険者が負担する金額です。(所得が低い人は軽減されます)

※所得割額は、所得に応じて負担する金額です。

※賦課限度額は64万円です。

保険料の軽減

・世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が下表の「対象者の所得要件」に該当する場合は、均等割額が軽減されます。

- ・後期高齢者医療保険に加入する直前に被用者保険(協会けんぽ、健保組合、共済組合など)の被扶養者だった人は、所得割額は賦課されず、加入後2年間は均等割額が5割軽減されます。

世帯の所得に応じた均等割額の軽減割合

| 対象者の所得要件 | 均等割の軽減割合 |
|--|----------|
| 33万円以下 | 7.75割 |
| 年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で、被保険者全員の所得が0円となる世帯 | 7割 |
| 33万円+28万5千円×(被保険者数)以下 | 5割 |
| 33万円+52万円×(被保険者数)以下 | 2割 |